

# 青森県報

第五百号

令和四年  
八月十九日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

○災害救助法の適用……………(健康福祉課) ……一

### 公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……一

○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(同) ……二

○右 同……………(同) ……三

○饅頭坂土砂処理施設保管土砂処理(運搬・処分)業務委託……………(道路課) ……四

に係る一般競争入札……………

### 出先機関

○土地改良区の定款変更の認可……………(東青地域) ……六

○右 同……………(同) ……六

○右 同……………(三八地域) ……六

### 公安委員会

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計課) ……七

## 告 示

青森県告示第四百六十六号

令和四年八月三日からの大雨により発生した災害について、次のとおり災害救助法

(昭和二十二年法律第百十八号)を適用した。

令和四年八月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 適用期日 令和四年八月九日

二 適用地域 弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町

## 公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年八月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ケーズデンキ八戸白銀店

八戸市白銀町字右新井田道一の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二

代表取締役 伊藤光博

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社デンコードー

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八

代表取締役 遠藤義行

四 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年三月二十六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、二九三・四七平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

四九台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

一六台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

八七・六〇平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

三二・五〇立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
株式会社デンコードー

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

令和四年七月二十五日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和四年八月十九日から同年十二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

十 意見書の提出

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年十二月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年八月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ青森港町店・セブンイレブン青森港町三丁目店

青森市港町三丁目六の三二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社沼田建設

青森市古館一丁目一〇の一

代表取締役 沼田智光

三 青森市の意見の概要

1 駐車場への経路が右折を伴うように設定される場合には、来客の自動車による右折待ち渋滞等が発生しないようにすること。

2 計画用地に面する歩道部の切り下げ等がある場合、協議、申請の手続きをすること。

3 計画用地から敷地南側の道路へ車が出る際、特に敷地から右折するルートの考え方について、警察と協議し計画するよう努めること。また、歩行者の安全な通行の確保に努めること。

4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律とそれに係る関係省令並びに青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。

5 青森市事業系一般廃棄物の減量化等に係る指示に関する要綱の規定により、事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、減量化及び資源化に努めること。

6 重機等による除排雪を行う場合は、発生する騒音による周辺地域の生活環境を悪化させないよう、実施する時間帯等について十分配慮すること。

7 定格出力が七・五キロワット以上の送風機（喚起ファンや室外機の送風機部分等）や、燃料消費量が十五リットル毎時以上の灯油等のボイラーを設置する場合は、騒音規制法や青森県公害防止条例に基づく届出が必要であり、届出を要する設備を設置する場合は、規制基準を遵守すること。

8 夜間の騒音レベル最大値予測結果において、多くの地点で基準値を超過しているため、確実に騒音対策が実施されるよう徹底すること。また、騒音に関する苦情があった場合には、誠実に対応し、解決に努めること。

9 廃棄物の保管については、記載事項の他に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める保管基準を遵守すること。廃棄物の処理を委託する際には、廃棄物の種類により、それぞれ産業廃棄物処理業者（処理運搬、処分）、一般廃棄物収集運搬業者（収集運搬、処分）に委託する際、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める委託基準を遵守し適正に処理を行うこと。廃棄物の種別について、「金属製廃棄物等」、「ガラス製廃棄物等」及び「プラスチック製廃棄物等」については産業廃棄物に該当し、その他の物については一般廃棄物に該当することに留意すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要  
意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和四年八月十九日から同年九月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年八月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カブセンター・マルシエ江陽店

八戸市江陽二丁目一五の四三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市大字石江字三好一三〇の一 カブセンター西青森店二階

代表取締役 秦雅秀

三 八戸市の意見の概要

1 八戸市景観計画区域（市内全域）内において、市景観条例で定める大規模な建築行為等（建築物を新設する行為で建築面積が千平方メートルを超える又は高さ十メートルを超える場合）を行うおとすときは、景観計画の行為の制限への適合に配慮し、行為着手三十日前までに景観計画区域内行為届出書を提出しなければならぬ。

2 屋外広告物を設置しようとする場合には、八戸市屋外広告物条例の規定の範囲内とし、条例で定めるところによる許可を受けること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要  
意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和四年八月十九日から同年九月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

饅頭坂土砂処理施設保管土砂処理（運搬・処分）業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和四年八月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる特定役務（以下「調達案件」という。）に係る調達とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

(一) 調達件名

饅頭坂土砂処理施設保管土砂処理（運搬・処分）業務委託

(二) 調達概要

饅頭坂土砂処理施設に保管している保管土砂の掘削土（以下、「掘削土」という。）の運搬及び処分

予定数量

掘削土（大型土のう入り、内容量一・四四トン程度）二千三百九十袋

2 調達案件に要求する仕様等は、入札説明書による。

二 履行期限

令和五年三月二十四日

三 業務場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 次の表に掲げる許可を有し、掘削土に含まれるPCBを無害化する処理が可能であること。

許可の種類	施設の種類	処理方法
土壌汚染対策法第二十二條第一項に規定する汚染土壌処理業の許可	汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第一条第一号に規定する浄化等処理施設	浄化（熱分解）又は溶融

3 処理施設の立地する自治体から当該掘削土の受入及び処分が可能という判断をされていることを一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限までに確認できること。

4 履行開始日から履行期限までの間に予定数量の掘削土の処理を完了することが可能であること。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。

6 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。

7 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和四年九月九日午後四時までに青森県県土整備部道路課長に提出しなければならない。ま

た、申請書及び関係書類の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合にはこれに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県国土整備部道路課路政グループ

電話 ○一七―七三四―九六四八

4 提出部数

一部

六 入札説明書の交付等

1 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

(一) 期間

令和四年八月十九日から同年九月二十八日まで

(二) 場所

青森県国土整備部道路課路政グループ

2 問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県国土整備部道路課路政グループ

電話 ○一七―七三四―九六四八

七 入開札の日時及び場所

1 入札書の提出期限及び提出場所

(一) 提出期限

令和四年九月二十九日 午後四時

(二) 提出場所

上記五 3 に同じ

なお、郵送等の場合には提出期限までに必着のこと。

2 開札の日時及び場所

(一) 日時

令和四年九月三十日 午前九時三十分

(二) 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟二階 A 会議室

八 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は免除する。

十 落札者の決定方法

入札説明書の要件要求を全て満たした者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額等

1 入札は総価で行う。本件は単価契約であるが、入札及び落札決定は総価によるものとする。

2 入札金額は、入札者が設定する単価に金抜設計書に記載された予定数量を乗じた額の合計額とすること。

3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった合計金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

当該調達案件に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

青森県県土整備部道路課路政グループ

青森市長島一丁目の一

5 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the Service to be required:

Conveyance and incineration of

2, 390 sandbags of the earth and sand contained PCB

2 Time limit for tender:

4:00 p.m. 29 September 2022

3 Contact point for the notice:

Road Division

Department of Land and

Infrastructure

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9648

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、青森第二北部土地改良区の定款の変更を令和四年六月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年八月十九日

東青地域県民局長 下井田 幸 喜

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、青森北部土地改良区の定款の変更を令和四年六月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年八月十九日

東青地域県民局長 下井田 幸 喜

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、馬淵川土地改良区の定款の変更を令和四年六月二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年八月十九日

三八地域県民局長 富 谷 正 行

公 安 委 員 会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年八月十九日

青森県警察本部長 櫻 井 美 香

- 一 物品等の名称及び数量  
総合運転者管理システム機器等賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和四年七月四日
- 五 落札者の名称及び住所  
株式会社J E C C  
東京都千代田区丸の内三丁目四の一
- 六 落札金額  
五百九十四万三千二百二十円
- 七 落札者を決定した手続  
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
令和四年五月二十三日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円